船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年６月17日
国土交通省海事局

国土交通省では、令和８年４月24日から令和８年５月25日まで船舶安全法施行規則等の一部改正に関する意見の募集を行いました。
その結果、本件に関して、11件の御意見が寄せられました。
お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法
① 募集期間：令和８年４月24日（金）から令和８年５月25日（月）
② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び国土交通省ホームページに掲載
③ 意見提出方法：電子メール及び郵送

２．意見数
提出意見数11件（提出者数11名）

３．お問い合わせ先
国土交通省海事局検査測度課意見募集担当
電話番号 ０３－５２５３－８１１１（内線４４－１５２）

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。
※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

（別紙）

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

意見概要	国土交通省の考え方
H17 年までは数年おきに改正を行っていたものが、なぜ H18 年からは改正が行われなかったのか。実費を勘案して算定しなければならないところであるが、物価高騰は今に始まったことではなく、これまでも実費と乖離があったものと考えていますが、改定を行わなかったのはどのような意図があったのか。	物価高騰については、ここ数年急激に上がってきており、その影響と検査の実効性向上に係る取組により実費との乖離が大きくなったため、今般改正することとなりました。 ご理解を賜りますようお願いいたします。
手数料の値上げの根拠を示すべきだ。	今回の改正案にある手数料の額は、近年の物価・人件費の上昇への対応や、検査の実効性向上を講じるため、手続１件あたりの人件費等を勘案し、算出されたものです。 ご理解を賜りますようお願いいたします。
知床事故のような凄惨な海難を二度と起こさないよう、車検のように確実に民間の工場で整備され、検査されるようなシステムを導入する方が効果的ではないか。	ご意見いただいたとおり、知床事故のような凄惨な海難を二度と起こさないよう、JCI において上架検査の着実な実施など船舶検査の実効性を向上させる取組みを進めているところです。
手数料の値上げに反対。 今 JCI の手数料値上げをする理由は。	検査手数料は、船舶安全法において、実費を勘案し制定するものとなっています。 今般、近年の物価・人件費の上昇への対応や検査の実効性向上を講じるため、実費を勘案し、手数料の見直し行うこととしたものです。 ご理解を賜りますようお願いいたします。
JCI の船検は 20ft も 60ft も同じ内容なのに、長さに応じて手数料が設定されていることは不合理。	船舶の長さにより船舶の構造等に違いがあり、船舶の検査に係る所要時間も異なることから、船舶の長さで手数料を設定しています。
検査員によって検査の内容にばらつきがあるため是正すべきだ。	JCI が行う検査については、国により認可された方法に基づき検査を実施しているため、統一的な検査が行われているものと承知しております。
手数料の増額には賛成。 JCI の運営に改善の余地があるのではないか。	現在 JCI においては健全かつ安定した業務運営に向けて取組みを進めているものと承知しており、国交省としては引き続き JCI に対して適切に指導・助言を行ってまいります。
船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令案第一条による改正後の船舶安全法施行規則第六十六条第一項の２つ目の傍線中「小型船舶（『第十四条各号』に掲げるものを除く。）」と規定しているが、その直前までで用いられている「各号」は１つ目の傍線中の「第十四条各号」しかないため、『当該各号』と規定すべきではないか。	現在の規定方法で問題ありません。

ほか、今回の意見募集とは直接関係のないご意見が１件ありました